第 17 回 緑区中山町住居表示検討委員会 要旨

日	時	平成30年7月11日(水)午後3時~午後3時50分
開催	場所	中山町自治会館
出席	委 員	検討委員:相原会長、齋藤(宏)副会長、古内委員、齋藤(純)委員、 野末委員、田島委員、砂金委員、杉本委員、本多委員、 奥津委員、小川委員、髙木委員、黒野委員、臼井委員、 石井(初)委員、石井(雅)委員、阿部委員、久保寺委員、
		宮崎委員
欠 席	委 員	齋藤(利)委員、岩間委員、星川委員、丸山委員、加藤委員
開催	形態	公開 (傍聴人0人)
	事	・第二次地区の新町名・新町区域案について
議		・実施に係る説明会の案内チラシについて
		・横浜市住居表示審議会の臨時委員について
		・今後の検討委員会の開催について
		・第二次地区の新町名・新町区域案
油 中	3 事 項	・実施に係る説明会の案内チラシの内容
次 足		・横浜市住居表示審議会の臨時委員
		・今後の検討委員会の開催

	議事
	1 第二次地区の新町名・新町区域案について
【事務局】	(資料1に沿って説明)
	第二次地区の町区域を設定するにあたり、検討を重ねておりました
	中山町と寺山町の町境変更案については、前回の検討委員会で、「現状
	の町境を基本とし、緑消防署の敷地内にある町境のみを変更する」と
	した案で進めることになりました。
	6月25日(月)に、中山町と寺山町の一部にお住まいの方(約450
	世帯)へ、お知らせするためのチラシをお配りしましたが、配付後、
	御意見等はいただいておりません。
	この町境変更案をふまえ、第二次地区における新町名・新町区域案
	を策定しました。
	1 新設する町
	「中山五丁目」と「中山六丁目」という町を、新しく設定します。
	2 新町区域
	資料「第二次地区実施区域案図」のとおり、緑色の部分を「中山四
	丁目」、黄色の部分を「中山五丁目」、橙色の部分を「中山六丁目」

として、来年度、住居表示を実施します。

3 本案の特徴

- ・「中山四丁目」は、川和踏切から緑郵便局入口を経由する道の東側から中山小学校までの区域を第一次地区で実施しますが、第二次地区の緑色の部分も、「中山四丁目」となります。
- ・第二次地区の「新設する町」としては、「中山五丁目」と「中山 六丁目」の2町です。
- ・以前緑区で住居表示を行った際に設定した町の並べ方や、第 11 回の検討委員会でのお話をふまえ、北から南に町を並べます。
- ・中山町全体で6町を設定します。
- 【会長】 第二次地区の新町名・新町区域案について、御意見や御質問等を お願いします。
- 【一同】 特にありません。
- 【会長】 それでは、この案でよろしいですか。
- 【一同】 (賛同の意)

2 実施に係る説明会の案内チラシについて

【事務局】

(資料2-1、2-2に沿って説明)

資料2-1は、住居表示の実施による住所変更に伴う手続等に関する説明会の御案内のためのチラシです。

開催日時は、9月23日(日)の14時から、25日(火)の19時から、27日(木)の19時から、29日(土)の10時から、計4回の開催を予定しています。

緑公会堂を会場とし、収容人数は各回500名となります。

資料2-2は、不動産をお持ちの方の手続に係る説明会の御案内の ためのチラシです。

住居表示実施に伴い、不動産登記をしている所有者の方の住所変更 手続が必要になります。住所変更手続のため、法務局へ提出する 不動産登記申請書の記入方法を説明します。

開催日時は、11 月 10 日 (土) の 13 時から3回、15 日 (木) の 16 時から3回、計6回の開催を予定しています。

中山地区センターを会場とし、収容人数は各回30名となります。

説明会は、予約制です。また、御参加いただくことで、住所変更の 手続が完了するものではありません。

住所変更手続等に関する説明会のチラシはクリーム色、不動産登記 手続に関する説明会チラシは緑色とする予定です。 2枚のチラシは、しおりセットとして、透明のビニール袋に入れて 各戸配付します。

くしおりセット>

- ・住所変更の手続等を記載した「住居表示のしおり」
- ・郵便番号変更に伴うお知らせ
- ・新住所を知人等にお知らせするためのハガキ (50枚)
- 不動産登記申請書
- ・マイナンバーカード交付申請書
- ・新住所をお知らせするため、玄関の門や郵便受け等に取り付けて いただく町名板、住居番号表示板
- ・町名板、住居番号表示板取付用の専用ボンド
- ・説明会案内チラシ(2枚)
- 【会長】 しおりセットは、郵送で届きますか。
- 【事務局】 委託業者がポストに投函します。また、戸建の方には、あわせて新 住所を記載した住居番号表示板をお届けします。
- 【会長】 共同住宅の場合は、不動産所有者の方にお渡しするのですか。
- 【事務局】 町名板と住居番号表示板、取付ボンドは、不動産所有者の方にお渡 しします。町名板と住居番号表示板以外のものは、お住まいの方にも 配付します。
- 【会長】 分かりました。それでは、御意見や御質問等がありましたらお願い します。
- 【委員】 町名板、住居番号表示板を取り付けるのにボンドとありますが、両面テープを入れていただくことは出来ませんか。
- 【事務局】 屋外に取り付けるため、耐久性や、雨に濡れてしまうことを想定 しますと、確実に接着出来るボンドが望ましいと考えております。
- 【委員】 実施地区内の土地を所有している方全員に、不動産登記手続についての説明会のチラシが配付されるのですか。
- 【事務局】 住居表示実施地区にお住まいの方にお配りします。 理由としましては、中山町の土地を所有している方で、住居表示 実施地区外にお住まいの方の場合、所有者の方の住所は変わらない ため、住所変更手続の必要がないからです。

土地の所在、つまり、所有されている土地の「中山町」という表示については、法務局で書換えを行っていただきます。

【委員】 2枚のチラシに、「自動車と自転車での御来場はお控えください」と ありますが、自転車の使用は認められないのでしょうか。全員が徒歩 と言うのは、大変だと思います。

【事務局】 実施地区にお住まいの方や法人の方にも配付しますので、収容場所 の確保や、駐車料金の減免が出来ないといった都合上、このような 記載をしております。

あくまでも「お控えください」といたしておりますので、御理解 いただければと思います。

【会長】 中山地区センターで行う不動産登記手続に関する説明会は、定員制ですし、自転車で御来場されても良いのではないでしょうか。

【事務局】 それでは、不動産登記手続に関する説明会は、「お車での御来場はお 控えください」といたします。

【会長】 それでは、他にチラシの内容についてお気づきの点がありましたら、 事務局に御連絡いただくということでよろしいですか。

【一同】 (賛同の意)

3 横浜市住居表示審議会の臨時委員について

【事務局】 (資料3に沿って説明)

資料3は、平成30年1月に実施しました「住居表示審議会」の委員 名簿です。審議会では、第一次地区の新町名・新町区域案について、 御審議いただきました。

横浜市住居表示審議会条例に基づき、検討委員会委員の中から、 審議事項終了までの臨時委員として、相原会長に御出席いただき ました。

来年開催する予定の審議会では、第二次地区の新町名・新町区域案 について御審議いただく予定です。検討委員会委員の中から、臨時 委員の選出をお願いします。

【会長】 皆様の御意見をお願いできればと思いますが、いかがですか。

【委員】 来年も会長が良いのではないのでしょうか。

【会長】 会長という名前が挙がりましたが、よろしいでしょうか。

【一同】 (賛同の意)

【会長】 それでは、来年の審議会も出席させていただきたいと思います。 お力添えをよろしくお願いいたします。

4 今後の検討委員会の開催について

【事務局】 (資料4に沿って説明)

本日検討いただきました第二次地区の新町名・新町区域案をもって、 緑区中山町の住居表示に係る重要な事項の検討は終了しました。

資料では、第一次地区(平成 30 年度実施)と第二次地区(平成 31 年度実施予定)のスケジュールや配付物等をお示ししています。

第二次地区のスケジュールと配付物の内容は、第一次地区と変更はありません。

事務局としては、第二次地区では、第一次地区において検討、決定いただきました配付物の内容を、第二次地区向けに時点修正して配付していきたいと考えておりますが、検討委員会として、あらためて内容を検討、決定する必要があるかどうかも含め、今後の検討委員会の開催について、御判断をお願いします。

なお、予定外の事態が生じた場合には、検討委員会の開催をお願い します。

【会長】 皆様の御意見をお伺いしたいと思いますが、いかがですか。

検討委員会を開催しないとした場合、初めて住居表示を行いますので、先が見えないといった不安が残らないでしょうか。

【事務局】 第二次地区では、今まで検討、決定いただきました内容について、 時点修正以外の変更はありません。また、配付物や進捗状況について は、委員の皆様にお知らせいたします。

検討委員会を開催しないことが御心配ということでしたら、毎月ではなく、数か月に一度、開催させていただくということも可能です。

【委員】 毎月でなくても良いので、第二次地区の参考として、第一次地区での実施状況やお住まいの方からの御意見等を御報告いただけないでしょうか。

【事務局】 それでは、9月と11月に説明会を開催しますので、12月に、第一次 地区の実施状況や、お住まいの方からの御意見等を御報告させていた だくのは、いかがですか。

5

【委員】	そうしていただけると、安心です。		
【委員】	12 月以降の開催については、御報告の後、検討したら良いのではないでしょうか。		
【会長】	それでは、予定外の事態が生じた場合以外は、12 月の開催という ことでよろしいですか。		
【一同】	(賛同の意)		
【会長】	(議事外1) 検討委員会の委員について 中山町と寺山町の町境変更案の検討にあたり、追加で2名の方に御 参加いただき、寺山町自治会からは、5名の方に御検討いただいて おりました。 町境変更案が決定しましたので、今後、寺山町自治会からは、検討 委員会発足時の委員数である、3名の方に御参加いただきたいと思い ますが、いかがですか。		
【一同】	(賛同の意) (議事外2) 次回の検討委員会について <第 18 回検討委員会> ・日時:平成 30 年 12 月 11 日(火) 午後 3 時から・場所:中山町自治会館		
資 料	資料1第二次地区の新町名・新町区域案について資料2-1実施に係る説明会の案内チラシについて資料2-2横浜市住居表示審議会の臨時委員について資料4今後の検討委員会の開催について		